

飼い主のいない
犬・猫などの動物死体

私道・私有地の所有者・管理者の方へ

私道・私有地は所有者自身の財産であり、その維持管理は、所有者・管理者の責任で対応するものです。

私道・私有地に放置されている飼い主不明の犬・猫、カラスなどの動物死体についても、適切な維持管理の一環として、所有者・管理者の方の負担で処理することとなります。

飼い主が分かる場合は、飼い主に処理を依頼してください。

私道・私有地内にある場合（飼い主不明）

清掃事務所（電話 3693-6113）で、有料で処分します。

（専門業者へ引き渡し、火葬・埋葬します）

1頭につき2,600円かかり、25kg未満のものに限ります。

（注釈）25kg以上の場合は、清掃事務所にお問い合わせください。

参考 以下の場所にある場合は、それぞれの管理者が対応いたします。
それぞれの管理者まで、ご連絡ください。

区道にある場合

道路保全事務所 電話 5654-9590

都道にある場合

清掃事務所 電話 3693-6113

国道にある場合

国土交通省亀有出張所 電話 3600-5541

区立公園

公園管理所 電話 3694-2474

河川にある場合

河川管理者が対応します。

詳しくは、道路保全事務所（電話 5654-9590）にお問い合わせください。